

## 外来生物に関する情報の周知等の強化を求める意見書

近年、国内外において、様々な経緯で他の地域から持ち込まれた生物が地域在来の生物の存続を脅かし、農林水産業に多大な被害を与えるなどの問題が顕在化して注目を集めている。

川崎市においても、国内に年間数10万匹から100万匹が輸入されているミシシッピアカミミガメが多摩川で急激に繁殖している状況にあり、生態系に与える影響が懸念されているが、環境省は、今年の9月に、この種を特定外来生物に指定することを検討する方針を明らかにした。

しかしながら、特定外来生物に指定された場合には、飼育、運搬等が原則禁止となり、指定される前から飼育をしていた場合であっても許可が必要となることから、広く流通している種にあっては、大量に遺棄される事態が予想され、その結果として、日本固有の生態系を大きく乱し、農林水産物に係る被害を更に増大させることが懸念されている。

このように、広く流通している種が特定外来生物に指定されることによる影響や、国民の間で実態や危険性が認知されていない外来生物が存在することを考慮すると、国民に対して外来生物に関する情報の普及啓発を行うことは極めて重大である。

一方で、外来生物による被害は、全国的に発生しており、外来生物への対策に地方自治体が全て対応することは困難であることから、国による対策が一層重要となっている。

よって、国におかれては、外来生物に関し、国民に対する正確な情報の周知その他の対策を強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

環境大臣